

報告第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年7月15日提出

豊川市長 竹本幸夫

## (産業環境部関係)

1	専決年月日	令和4年6月3日
	相手方	株式会社アークワイズ
	損害賠償の額	700,000円
	概要	令和4年2月21日午前6時頃、豊川市川花町3丁目51番1の駐車場において、ごみ集積場に設置されていた資源ごみ収集用のかごが風により飛び相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。